

## 令和6年度第2回三島市文化財保護審議委員会 会議録

1 開催日時 令和7年1月29日(水) 午後1時30分から3時35分まで

2 開催場所 三島市生涯学習センター 第1, 2, 4研修室

3 出席者

- (1) 魚尾委員長、佐藤副委員長、太田委員、河内委員、増島委員、袴田委員、近藤委員、櫻井委員、笹原委員
- (2) 小塚教育長、鈴木教育推進部長、鈴木主任、及川文化財課長、平林係長、寺田学芸員、近藤学芸員、杉本主査

4 会議の公開・非公開の別  
公開

5 傍聴人の人数  
0人

6 審議会の内容

- (1) 開会
- (2) 教育長あいさつ
- (3) 委員長あいさつ
- (4) 議事

ア 今後の指定文化財の候補について

・事務局より概要を説明。令和7年度以降に市の指定文化財に登録を進めていきたい候補物件11件についてご検討ください。

- 1 有形・彫刻 薬師如来像、十一面観音像、如来形像
- 2 有形・古文書 関所手形（往来一札之事）
- 3 有形・古文書 三島 問屋場・町役場文書（近世）
- 4 有形・考古 短頸壺 銘藤原頭長
- 5 有形・考古 夏梅木古墳群出土資料
- 6 有形・歴史資料 三島測候所関連資料（機器及び観測資料）
- 7 無形民俗 オテンノウサン
- 8 名勝 佐野美術館 隆泉苑庭園
- 9 天然記念物 溶岩樹型
- 10 天然記念物 鮎止めの滝
- 11 天然記念物 屏風岩

・委員長より 順次小委員会を立ち上げて指定文化財として登録にふさわしいかを検討していく。

小委員会は主担当と副担当の2名で構成する。

一年間に2, 3件を検討していくということでよいか。

専門外でも担当することがあるので必要に応じて専門家の意見を仰ぐこと。

令和7年度は2件ほど調査・検討するはどうか。

どなたか担当をしてくださる方はいますか。

→立候補者なし

1 件については 1 番薬師如来像ほかを自分が担当する。  
もう 1 件については増島委員に天然記念物の調査をお願いしたい。  
委員 承知しました。よろしくお願いたします。  
委員長 副担当については、希望者がいなければ主担当に一任していただきたい。  
1 番 薬師如来像ほかについて近藤委員に副担当をお願いしたい。  
委員 三嶋大社の本地仏に薬師如来がありますのでご協力させていただきます。  
委員長 増島委員は副担当についてご指名されますか。  
委員 事務局と相談して後ほどご依頼します。  
委員長 令和 7 年度については以上 2 件を検討していく。来年、再来年の検討については次回以降また検討していく。

・委員からの質問等

委員 毎年 2 件ずつ指定していかなければいけないのか。  
事務局 2 件が義務ということではないで、3 件の年も 0 件の年もあってよい。  
ただ、0 件が続かないように検討していただきたい。  
委員 仮に 11 件をすべて登録すると、6 年後に次の指定候補をあげるのか。  
事務局 時の流れの中で別の指定候補が入ることもあると思う。あくまで現時点での候補として認識してほしい。11 件がすべて順次指定されていくということでもない想定している。  
委員 薬師如来像については県の指定候補に挙がっていないのか。  
事務局 事務局では把握していない。  
委員 毎年の視察研修のなかで候補物件の現地調査についても考えてほしい。  
また、周辺市町の文化財の指定についても情報収集してほしい。  
委員長 視察については私からも要望したい。

イ 三島市文化財保存活用地域計画の認定について

- ・事務局から概要を説明。令和 6 年 12 月 20 日付で文化庁に認定された。
- ・今後、計画に沿って進めていく事業については、文化財保護審議委員会に報告していく。
- ・委員からの質問
  - 委員 計画内「鮎返しの滝」についてジオガイド等では「鮎止めの滝」と呼んでいるが呼称はどのように決めているのか。
  - 事務局 平成 13 年第 14 回ふるさとしずおか部門・静岡県建設業協会賞 優秀賞 「上岩崎公園と鮎返しの滝」という名称で受賞をしているところからその名称を使用した。  
名称については、この事案に限らず複数みられるものがあつた。比較的よく使われるものを選んだが、その時々で一番流通している呼称を使用していきたい。

ウ 史跡山中城跡災害復旧事業の進捗状況について

- ・事務局から概要を説明。
- ・災害復旧事業は令和 8 年度までの計画であること、令和 6 年度実施工事内容を報告。
- ・委員からの意見等特になし

## エ 向山古墳群整備活用事業の進捗状況について

- ・事務局から概要を説明。
- ・令和6年度の発掘調査、現地説明会の開催状況、令和7年度発掘予定箇所について報告。
- ・調査整備検討委員会から地形測量が必要との指導があったことから、令和7年度に測量を行う予定。
- ・委員からの質問、意見等
  - 委員 地形測量はどの程度の範囲を予定しているのか。
  - 事務局 周辺の地形も含めて測量していく予定。
  - 委員 南側の測量もぜひ実施していただきたい。公園部分の石は動かすのか。
  - 事務局 南側の測量も併せて行う予定。石については寄贈者の意向もあるので難しい。

## オ 農兵節について

- ・事務局から概要を説明。農兵節普及会より今年度2回要望書が提出された。12月の要望では登録文化財制度をつくり、そこに農兵節を登録できないかという内容。
- ・事務局で他市町村の状況を調査したところ、地方登録文化財制度、また独自の地域遺産制度が制定されている状況を確認できた。
- ・事務局では地域遺産制度を作成したいと考えているのでご検討いただきたい。
- ・まずは農兵節について過去の音源と現在の音源を確認していただきたい。

ノーエ節（昭和9年2月、唄：赤坂小梅：コロムビア）

農兵節（唄：三島農兵節普及会）

※歌詞やリズム、伴奏など違いがあることがわかる。

- ・農兵節に限らず登録できる地域遺産制度のようなものを検討しているため、他市の状況について報告させていただく。
- ・他市町村の地域遺産制度の概要、島田市、浜松市の事例資料を確認
- ・地域に根差した未指定の文化財の保存を目的にしているところが多いが市町によって候補対象に幅がある。協議会等で審議を行い、市長または教育委員会が認定する。条例を制定する場合と要綱によって管理するものがあるが、最近の傾向としては要綱が多い印象。補助金等を交付する仕組みは少なく、認定証やHP、印刷物によって周知することが多い。また所有者の変更があった場合等には現状変更の届け出を義務付ける場合もあるが多くは強い縛りはしていない。
- ・導入の効果として地域遺産認定の経過に市民の意見が反映されることから、地域住民による地域遺産の魅力の再発見につながり愛着を持ってもらえること、未指定文化財の保存活用の枠組みができることがあげられる。
- ・委員からの質問、意見等

委員 普及会は新しい制度で納得するのだろうか。

事務局 要望書の内容から鑑みて新制度でもご納得いただけるものと考えている。

指定は難しいという結論が一度出ていることからご理解いただけるのではないかと。農兵節を市指定にするかどうかの最終結論は地域遺産制度の整備とともに検討していきたい。

農兵節に限らず、広く地域に根差し地域の方が残したいものをこのような制度を活用し認識を深めていただき、ゆくゆくは指定に移行していくということもあ

るのではないかと思います。

委員長 2回目に出された要望書の内容から現状では指定するのは難しいと理解されていると解釈してよいのではないかと、そのうえで自治体独自の文化財登録制度またはそれに準ずる制度を整備することで地域の価値ある文化財として緩やかに保護することができる。

委員 指定と登録の線引きを明確にすることが必要ではないか。古いから指定、新しいから登録ということにならないように。

事務局 要綱等を作ることになるがその際には保護審議委員会の皆様にご確認いただきご意見を伺いたいと考えている。

委員 分野をどの程度にするか。ひろげてしまうと関係する課が文化財課だけでは収まらなくなってしまうのではないかと。

事務局 いわゆる文化財の体系的なものだけでなく地域の中で文化財の活用を進めているものも含めている市町もある。要綱のつくりかたで線引きできるのではないかと、全体としては文化財として思い浮かべるものを中心として地域で盛んに活動しているものを加えるようにしていきたいと考えている。

委員長 農兵節以外の候補はどのようなものがあるか。制度ができた時点で何件か候補がないと制度として続かないのでは。

事務局 市民や団体からの推薦制度を採用したいと思う。地域で現に行われている行事やお祭り、伝統芸能や神社の石碑などがあるのではないかと。

委員長 お寺の周りで馬頭観音の祭礼がある。戦前から今日まで続いているが時代とともに農耕の方法が変わり、その意義が薄れ、先細りになっていることから、認定されると再認識され機運醸成につながるのではないかと。そのようなものも認定候補としてよいのか。

事務局 要綱の作り方による。どういうものを地域遺産にするのかの基準によって対象か対象でないかは変わってくるのではないかと。

委員 浜松の要綱を参考にするといろいろな分野が対象になるのではないかと。

委員 文化財保存活用地域計画の中の未指定の文化財が認定候補になるのではないかと。

事務局 文化財保存活用地域計画を策定する際に、未指定の文化財についても検討をしていくべきと位置付けていたのでそれに合致するものでもあると思う。

委員長 要綱等また認定の方法等についての審議は改めて必要になるが、方向性としては地域遺産制度（仮）の作成を進めていくということによろしいか。

委員からの異議なし

委員長 地域遺産制度（仮）の作成を進めるようにさせていただく。

#### (5)その他

- ・事務連絡 視察研修について県東部、伊豆の範囲で5月下旬を予定。
- ・増島委員 資料提供

《所要時間 2時間05分》